

タイトル	元正天皇期の北方経営
著者	佐々木，律子；SASAKI, Ritsuko
引用	年報新入文学(16)：40-77
発行日	2019-12-25

元正天皇期の北方経営

佐々木 律子

はじめに

大宝二年（七〇二）の大宝律令の頒布により、日本では律令にもとづく国づくりが具体的に始動した。頒布された時の天皇は、文武天皇であつたが、彼はその五年後（七〇七）に崩御したため、律令を運営・定着せしめたのは、次に即位した元明天皇・元正天皇という二人の女性天皇の時代と言えるのではないだろうか。

八世紀初頭、中央政権の盤石化と同時に地方支配、特に南九州と東北部地域への支配強化も国家形成においては大きな課題であつた。隼人と蝦夷^{〔1〕}と言われるこの二つの地域は、当時の日本には辺境であつた。日本という国は、南には隼人、北には蝦夷という二つの異文化と隣接していたことで、共存性と対立性という関係が形成されていた。政権にとって律令制国家というピラミッドの頂点に頂く天皇

の徳が、隼人・蝦夷という辺境の地や人々にまで及ぶことは、国家の秩序を充足させる上で、必要不可欠な構成要素であった。この辺境と隣接域の変化については発掘調査により明らかにされてきている。

古代東北・蝦夷に関する研究は、歴史学・考古学・地理学などの立場から、多くの研究があり、特に二〇〇〇年以降は発掘調査による遺跡や出土品などから城柵や国府の位置などの研究が注目されている。

『続日本紀』における隼人と蝦夷に関する記事を見ると、圧倒的に蝦夷に関するものが多い。それらの内容を詳細に吟味しなければならないが、平安期における阿弓流為^②の事件などから、中央政権にとって蝦夷対応は、八世紀以降も大きな問題であったと考える。九州地域は三世紀の卑弥呼の時代から歴史に登場し、その後、大宰府という唐・朝鮮半島に向けての貿易・軍事拠点があったこと、養老年間（七二七～七二四）に、現在の熊本県益城町から税に関する木簡が出土していることから、東北地方に比較すると中央の影響が及んでいたのではないかと考える。

それでは、東南北朝以北の北方地域の動向について述べておきたい。斉明四年（六五八）に阿倍比羅夫が蝦夷を征討する^③という記事があるが、これ以前から蝦夷の反乱は古代日本にとって国を脅かす脅威になっていた。また、斉明四年（六五八）^④と斉明六年（六六〇）^⑤、当時沿海州から北朝鮮北部地域にあった肅慎^⑥を阿倍比羅夫が征討したという記事がみえることから、斉明期においては、沿海州との軍事行動を見据えた上での交流拠点としての日本海沿岸地域の安定化が重要だった。斉明六年の肅慎の征討には陸奥や渡嶋の蝦夷が共に参加したとあることから、古代日本における蝦夷は国家にとって対立者だけではなく共存者でもあった。『続紀』をみると、日本海沿岸地域は七世紀末頃には沿海州に

対する軍事的拠点というよりも交易拠点としての役割が大きくなったと思われる。伊藤武士氏は秋田城柵に関する研究論文において、出羽国は軍事拠点および大陸・北方地域との外交と交流の拠点としての役割があつた⁽⁷⁾と述べている。

権力拡大のために北方地域へ進出し、蝦夷との境界線として城柵を築き、柵戸として民を移住させるという律令制国家の国策は、移住させられた民と蝦夷の接触を可能にした。この接触は互いの交流を促進させる一方、軋轢も生むという結果になった。そして、両者の間では朝貢や産物の献上なども行われるようになり、支配する側と支配される側という構図が形成された。

熊谷公男氏は

軋轢の原因を古代国家の領域拡大にあり、それは蝦夷の日常生活を脅すことになり、八世紀初頭に柵戸の移配策がピークを迎えると両者の対立は先鋭化し、蝦夷の反乱が断続的に勃発するようになる⁽⁸⁾。

と述べている。和銅七年（七一四）、養老元年（七一七）、養老三年（七一九）の三度の柵戸のうち、養老年間に行われた移民政策は元正天皇期において実施された。これらの政策が養老四年（七二〇）の按察使殺害事件の誘因の一つとなった可能性があるのではないだろうか。

元明天皇から継続された出羽国経営の安定化は、陸奥国を含めた北方経営と蝦夷を内民化させる点で、そして、さらなる北方地域や日本海を挟んだ大陸との交流は律令制国家形成の基盤づくりには欠かせないものだった。

本稿では、元正天皇治世期であつた八世紀初頭の東北北方地域の様相を内政と外交の視点から検討す

ることで、律令制国家成立に向けた地方支配のあり方を以下の三点から考察したい。

一点目は、和銅五年（七一二）の出羽国設置の意義についてである。『続紀』には新しい国の設置に関する記事が幾つかあるが、いずれもその設置理由が記されていない。隼人の一地域であった大隅国が日向国から分かれた記事にも、分けた理由が記されていない。にもかかわらず、出羽国設置に関しては詳細に設置理由などの説明がなされている（『続紀』和銅五年九月二十三日条）。このことを踏まえ、出羽国設置の意味を内政の視点から整理していきたい。

二点目は、白村江の戦い以後の日本の外交面について、唐・朝鮮半島だけではなく、沿海州地域を中心として律令制国家の王権との関係を、外交拠点としての出羽国、という視点から検討したい。

三点目は、蝦夷の内民化の困難性について、按察使の機能と養老四年の陸奥国按察使殺害事件に注目して考えてみたい。事件後に打ち出された蝦夷対策によって元正天皇期では蝦夷の反乱は一応収束をみたと筆者は以前とらえていたが、その後も蝦夷への対応に苦慮していることからこの点を再考する。

基本史料はほぼ『続日本紀』（以後、『続紀』）であるので、特にことわらない限り、以下は『続紀』の記事の年月日のみ記す。

一 出羽国の設置

(一) 出羽国設置の背景

八世紀初頭の元明天皇・元正天皇期には大宝律令の制定後、新しい国が多く設置され、国の行政区画に大きな変化がもたらされた。新設の国は薩摩、出羽、丹後、美作、大隅、能登、安房、石城、石背、諏訪の十カ国である。これらの国はその後、存続したもの、一時廃止されその後復帰したもの、廃止されたままのもの、とに分けられる(図一)。和銅六年(七二三)(『統紀』和銅六年四月三日条)と養老二年(七一九)の新しい国の設置(『統紀』養老二年五月二日条)について渡部育子氏は、

これらの国々の設置記事の内容であるが、新置の事情について一部の辺境国以外は何も記されていない。辺境国の設置は大宝令の制定・施行にともなって、律令国家の辺境への支配拡大策が強化されたためで、とくに、出羽国の設置については和銅五年紀九月己丑条に、その理由も含めて記される。出羽における国司制は他の国々と共通する点もあるが、特殊な点もあるので、出羽国の設置理由をもつてただちに国の新置の理由の例としてとりあげることはできない(9)。

と述べている。出羽国は他の国とは異なる特殊な設置理由があるというのである。和銅五年九月二十三日の記事をみると、国家の領土拡大にあたって蝦夷の抵抗があつたが、今は安定してきたのでこの機に国を置き、国司を設けて人民を支配することの重要性が太政官より奏上されている。大隅国設置にはこのような具体的理由は記されていない。

八世紀初頭においては、東北にはまだ、中央の支配がおよんでいない地域があつた。そのため、出羽という国の設置は、北に領土を拡大するに際しての安定した拠点の設置を意味したのである。こうして、

圖一 五畿七道圖



渡部育子 『元明天皇・元正天皇』 p101 ミネルヴァ書房 2010 年

その国境は徐々に拡大されていったのである。その後、陸奥国の最上と置賜の二郡が割かれて、出羽国に附けられたとある（『続紀』靈龜二年九月二十三日条）。出羽国は現在の山形・秋田の両県を含めた国で、南北に長い沿岸線を日本海側に有している。

出羽国設置は元明天皇から始まり、元正天皇へ引き継がれた事業の一つであったことは、律令制国家形成に向けて大きな意味があったと思われる。その意味について検討してみたい。

渡部氏は

ヤマト王権下の支配が及んでいなかった地域に律令的支配を行うためには、まず行政区画をさだめなければならない。国の設置が必要である。新たに国が設けられ地域では、中央から派遣された官人である国司が常駐し地域住民を支配する態勢づくりをしなければならなかった⁽¹⁰⁾。

とし、和銅五年（七一二）に設置された出羽国の経営が軌道に乗るまでは数年かかったとされる。

『続紀』では右記の他に幾つか出羽国の関係記事がある。いくつか示すなら、和銅七年（七一四）二月に養蚕を行わせることで殖産を奨励している（『続紀』和銅七年二月二十三日条）。次に靈龜元年（七一五）正月一日には、陸奥・出羽の蝦夷から朝賀を受け、土地の産物を貢上している（『続紀』靈龜元年正月一日条）。この時、皇太子首皇子が初めて礼服を着て朝賀に列した。養老二年（七一八）八月十四日、出羽と渡嶋の蝦夷八十七人が入京し、馬千疋を貢上した。このことにより位と禄が授けられたとある（『続紀』養老二年八月十四日条）。以上の三点のうち後者の二つの記事から、東北地方の蝦夷が服属し朝貢してきていることが知られ、出羽国設置後三年間で、出羽・陸奥ひいては渡嶋まで中央政権の支配がおよびつつあったといえる。

また、この地方への積極的な移住政策や郡の統廃合が実施された、靈龜二年（七一六）九月には陸奥国・信濃・上野・越前・越後の人民のうち、それぞれ百戸を出羽国に充てたとある（『統紀』靈龜二年九月二十三日条）。当時の民衆は国造りという名目のもとに、強制的に移住させられたということであろう。元正天皇期である養老五年（七二二）には、太平洋側は陸奥国、日本海側には出羽国という奥羽二国が陸奥国按察使のもとに統括され、広域行政区が成立したのである。

出羽国は律令制の国制では辺境国の一つに位置づけられ、最初は越後国の最北端に建てられた郡であった。同時期に、出羽の柵が庄内地方の日本海側（現在の山形県鶴岡市のあたりとされている）に設置され、天平五年（七三三年）には出羽の柵は秋田まで北進したと一般的には理解されている。

渡部氏は、

阿倍比羅夫の遠征時の越（越後）以北への支配は海上交通を利用して日本海沿岸の点と点を結ぶ形でおこなわれたが、そのような点と点を結ぶ形での律令国家権力拡大方法がいつまでとられたのか、そして、同じく辺境地域として位置づけられる陸奥側でおこなわれているような、面的に北上する形態がとられるのはいつからなのかということであるが（中略）出羽郡は越後国の最北端に建てられた郡であるから（中略）石船郡と陸続きの都城を形成していた可能性が高い。また、この時出羽郡とほぼ同じ時期に設置されたと考えられる出羽柵は、この柵の比定地と考えられる山形県庄内地方よりも北の地域に対して日本海沿岸の点と点を結ぶ海上交通の利用を前提として整備されたものと推測される^{（11）}。

と、面的拡大だけではなく、海上交通による点的拡大をしていく方法が国策としてとられたと述べてい

る。和銅二年（七〇九）にこの出羽柵へ移送された物資のなかに船百艘があつたことが、その根拠となるとも言っている。海上交通の開発は、造船技術と航海術の進歩によりなされたと考える。このことは、河川利用による内陸部との交易や情報ルートの発展にもなり、北海道、そして大陸との関係にも大きく影響を及ぼすことになる。

元明天皇・元正天皇期において太平洋側に陸奥国、日本海側には出羽国が設置されたことは、東北地方における太平洋側と日本海側が陸路でつながるといふことにもなったのである。日本海側の庄内と内陸部の最上とが最上川という河川交通路で結ばれることにより、交易や情報交換が容易になった。三上喜孝氏も古代出羽国の形成について、交流や交通の視点から、日本海側と太平洋側をつなぐルートの開拓も重要であつた⁽¹²⁾としている。

また、この地域は蝦夷支配の軍事拠点ともなった。養老四年（七二〇）九月に起こつた陸奥国での按察使殺害後の征討のため陸奥国側には持節征夷將軍を、出羽国には鎮狄將軍を派遣し、鎮庄に向かつた。このことから、一方の国で起こつた反乱がもう一方の蝦夷の国へ波及することを防衛するためにも、出羽国は重要だつたのである。

一方、日本海を隔てた大陸との交流は元正天皇期においては軍事目的だけではなく、交易を通じた友好関係の構築も大きな政治的目的であつた。戦いが国を疲弊させることは、白村江の敗戦や壬申の乱において既に体験済みだつたのである。

宇部則保氏は『日本書紀』の斉明期の記事を取り上げ、「青森県津軽地方、秋田県などの日本海側には同時期の東北北部太平洋側と比べ史料が多いが、発見されている七、八世紀の集落は太平洋側と比較し、

極端に少ない」⁽¹³⁾ と述べ、その原因として住居形態から遺構が発見されにくいためか、人口が希薄だったため、という可能性を推測している。人口が希薄であったことは『続紀』の移住政策からもうかがえ、政治的にも外交的にもその拠点としての立場は不安定だった。だからこそ、移住政策は人口を増加させ、蝦夷地への進出・開拓へとつながるため、出羽国設置は大きな意味をもつことになった。

(二) 出羽国の範囲拡大

律令制国家成立期において、全国支配はどのような方式ないし制度によって具体的に進行したのか。特に辺境であった東北地方ではどのような手法がとられたのか、ということが問題である。地方支配について、虎尾俊哉氏は二つの重要な側面があるとして、以下のように述べている。

まずその一つは、旧来の地域的な支配勢力をいかにして律令国家体制の中に組み込み再編成したのかという、いわば律令国家の権力の拡大と浸透の方式という側面である。これは一般的に国郡制という方式によって行われた。いうまでもなく、地域的支配勢力を代表する豪族を律令制下の郡司(終身官)に任命し、その上に中央から派遣されて太政官の権力を一身に代表する国司(交替官)を置くという制度である。もう一つの側面は、全国の土地人民をいかなる方式によって直接に支配し得たのかという、いわば律令国家の基本的な牧民方式という側面である(後略)⁽¹⁴⁾。

以上の二点を挙げ、「日本列島の大部分においては、あてはまるとしても、辺境ことに東北地方においては、ある特殊な形態をとったことが予想される」⁽¹⁵⁾ と続けている。

また、

大化以後、旧来の国造の支配圏を郡とし、国造らを郡司とすることは（中略）東北地方の大部分は、大和朝廷にとっても律令国家にとっても、いわゆる『化外の地』であつて、ここで律令国家の支配を実現するためには、エミシと呼ばれる人々の内民化という一段階を余分に必要とした。したがつて（中略）、東北地方では律令国家の存続期間を通じて順次行われていなければならなかつた^{（16）}。と述べている。確かに、中央による蝦夷対策はこの後、平安時代まで続けられた。

虎尾氏は、「律令国家の基本的な牧民事項は編戸・調庸・班田收授であり、これらは根本的に民を村落に定住する水稻耕作民として把握することだつたため、エミシを農民化することが必要だつた」^{（17）}という。農民になることは田畑をもつ、土地を有するということになり、そこには戸籍が存在し、税の徴収もできるということになる。蝦夷の公民化は律令制国家の民を増やすことであり、『続紀』にもそのことに関する記事がある。ただ、奈良時代初期の気象状況がどうであつたのかは不明であるが、現代よりも気温は低かつたことが予測されることから、農業を定着させることは難しかつたと予想できる。農耕だけでなく、養蚕も奨励されていた。もちろん、もともとの狩猟や漁労も行なわれていたと思われる。

霊龜二年（七二六）に陸奥国の置賜・最上の二郡と信濃・上野・越前・越後からそれぞれ百戸が出羽に配置された（『続紀』霊龜二年九月二十三日条）ことをはじめ、出羽柵への各国からの移住も行われ、出羽国での人口対策がとられた。和銅七年（七二四）十月に、尾張・上野・信濃・越後などから二百戸（『続紀』和銅七年十月二日条）、養老元年（七二七）には信濃・上野・越前・越後の民が百戸ずつ配置され（『続紀』養老元年二月二十六日条）、養老三年（七一九）には東海・東山・北陸の三道の人民二百

戸が移住されている（『続紀』養老二年七月九日条）。この三回で計八百戸が移住されている。当時の一戸の構成数ははっきりしないが、十年間で相当数の人口増加があったと思われる。

このような移住の目的は、その後の状況から、蝦夷の鎮圧ではなく、一つは移住によって農耕地や殖産範囲をひろげること、中央勢力を拡大し、蝦夷勢力圏を北方に押しやることであったと考えられる。二つ目は移住者を増やすことで蝦夷との交流を促進させようとしたのでないだろうか。以上の措置により、交易や文化など相互の接触が多くなり、蝦夷の内民化が促進されていったと考える。

しかし、出羽国といっても現在の山形県から秋田県までとするなら、相当な範囲である。ただ、元正天皇期では秋田柵は設置されていないと考えられるため、その範囲はそれよりも狭かったが、出羽国の南（越後国と隣接）と北では内民化の状況は異なっていたと思われる。

中央政権と蝦夷が常に対抗していたかという点、そうではない。前述した霊龜元年（七一五）の朝賀の際に土地の産物の貢上がなされたり、養老二年（七一八）八月十四日には出羽と渡嶋の蝦夷が馬を貢上している。また、養老六年（七二二）四月二十八日における太政官の奏上には、陸奥国按察使が辺境を助けるために徴収する税を蝦夷の禄に使いたいとあり、翌養老七年（七二三）九月十七日には出羽の国司が蝦夷の中で征討に協力し、功績をあげた者五十二人に喪章を言上し、褒美と位が授けられたとある（『続紀』養老七年九月十七日条）。蝦夷の生活向上や貢献に対して褒章を行い、内民化を図る対策が多方面から実施されていたことが知られる。

元正天皇にとって元明天皇から引き継いだ律令制国家形成のためには、日本という国を律令という法の下に一つにまとめていくことが重要課題事項の一つであり、蝦夷の内民化も含めた領土拡大政策は以

後も続けられていくのである。

二 北方外交拠点としての出羽国

(一) 元正天皇期における外交姿勢

白村江の戦い以後の外交面の動向を考えてみる。

六六八年に、六五六年以後中断していた新羅使が調を貢進し、六六九年には遣唐使派遣も再開した。唐の都長安をモデルとした平城京遷都を行い、律令制国家として歩み始めた日本は内だけではなく、外に対しては、七世紀とは異なる外交策をとらなければならなかった。外の国から、律令制国家として認められることは逆を言えば内の国、すなわち日本の民衆から認められる国家となるということであり、国の安泰を示すことを意味するものだった。

中国では唐王朝が律令によって国家の仕組みを整え、帝国として東アジアに巨大な勢力を築いていた。朝鮮半島に対しては新羅を、半島東北部では渤海⁽¹⁸⁾を冊封していた。西宮秀紀氏は「当時の日本の外交姿勢は唐へは蕃国として振る舞い朝貢し、国内では唐を『外蕃』、『隣国』とする、ダブルスタンダードの姿勢をとらざるをえなかった。そして、新羅・渤海を日本の蕃国として扱っていた」⁽¹⁹⁾としている。唐に対して、独立した律令制国家として臨もうと努力していた姿がある。そのためにも、唐だけではなく北方の地域との外交を行うことは国際国としての日本を外にも内にも示すことになるのである。

熊谷氏は蝦夷支配を次のように述べている。

朝賀は、臣下が神としての天皇に対する忠誠を誓う場であるとともに、天皇を頂点とする古代王権が蝦夷・隼人などの化外の民や新羅・渤海などの諸蕃を従えた『小帝国』であることを、参列した貴族・官人たちに視覚的に堅持する儀礼でもあった。蝦夷の朝賀への参列は日本の律令国家が『小帝国』であることの証しという意味をもっていた⁽²⁰⁾。

熊谷氏のいう『小帝国』は、国内だけではなく外へ向けての発信でもあったと考える。霊龜元年(七一五)正月の朝賀には新羅が参列している様子は窺がえないが、陸奥・出羽の蝦夷の参列は、化外の民を支配している日本が律令制国家であるということを外に示したと考える。

律令制国家は蝦夷との関係を唐と日本との関係と同様の姿勢で臨んでいたのではないだろうか。当時の日本は唐から見れば冊封は受けていないが朝貢国であり、さまざまなものを唐から輸入している国であった。日本からみれば蝦夷は辺境であり、化外の人々が居住している『外蕃』の地である、という認識であったと考える。蝦夷に対し、日本は唐と同様の立場をとろうとしていたのではないかと思われる。

元正天皇期は遣唐使派遣、遣新羅使派遣、新羅使来朝など異国との活発な交流が行われていた。また、朝鮮半島からの難民と思われる人々を受け入れていたことも窺える。霊龜二年(七一一)五月十六日、駿河・甲斐・相模・上総・下総・常陸・下野の七カ国にいる高麗人四七九五人を武蔵国に移住させ、はじめて高麗郡を置いた(『統紀』霊龜二年五月十六日条)。養老元年(七一一)十一月十八日には高麗・百済の士卒が戦乱のため天皇に帰服している(『統紀』養老元年十一月十八日条)ことなどから、唐・朝鮮半島との外交関係は落ち着いてきていた。

また、南九州地域をみると、養老四年（七二〇）二月に隼人による大隅国守の殺害事件が起きている（『続紀』養老四年二月二十九日条）。国守の殺害という大きな事件であり、事件の背景には支配する側とされる側との間の軋轢があったと考えられる。そうした過程を経ながらも大隅地方を含む九州地方は、ほぼ律令制国家の支配下に入って行ったと推測される。そのことは、神亀五年（七二八）の隼人への授位（『続紀』神亀五年四月十五日条）、天平元年（七二九）六月の隼人からの調（『続紀』天平元年六月二十一日条）、二十四日の大極殿における服属儀礼と思われる歌舞の奏上（『続紀』天平元年六月二十四日条）などのことから窺える。以上のことから、南九州地域においても状況は落ち着いてきたと考える。

（二） 外交における北方地域の位置

一方、北方地域はどうであったのか。養老四年（七二〇）正月に渡嶋津輕津司諸君鞍男ら六人を、沿海州方面にあつたとみられている靺鞨国^{〔21〕}に遣わして、その風俗を觀させたとある（『続紀』養老四年正月二十三日条）。津司の派遣は外交の新しい転換だった。渡嶋津輕津司の位置は未確定だが、津司という役所が設けられたことは、当時の地域住民に対しても新たな対外的認識をもたせることとなった。渡部氏は、「元正天皇の時代の視察団の派遣は、地味ではあるが、わが国の北方外交史上、画期的なことであった」^{〔22〕}と述べ、この派遣は以後の大陸との外交に大きな役割を果たしたと言っている。それは、北方外交のための新たな拠点が沿海州との距離も近い日本海沿岸地域に設けられなければならないかった、ということである。

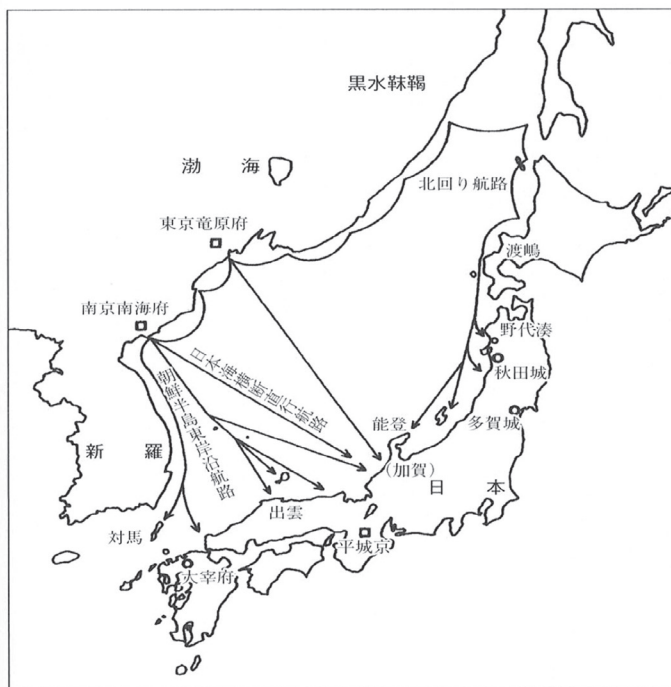
加えて渡部氏は、

越後以北の日本海沿岸地域には出羽国成立以前からいくつかの拠点が設けられていたが、大宝律令制下においてそれらを越後国司の支配領域に含めることは、大宝二年以降の国域では広すぎた。そのような拠点となる地は養老四年紀正月丙子条に記される渡嶋津輕津司と靺鞨国との関係にみられるように、東北アジア靺鞨・渤海との外交関係において律令国家にとって重要な地域であったから、それらの地域に国司の権力が及ぶ程度の距離のところに国府を設けることが不可欠の条件となる。ここに出羽地域が越後とは別の一国として建てられなければならないことがあつた事情があると考えられる⁽²³⁾。

と述べ、出羽国設置の理由は国際的事情から必要だつたというのである。出羽国は日本海に沿って南北に長いという地理的特色を有していたため、寄港するには有効だつたと考える。また、近年の発掘調査の成果から、伊藤氏は古代の遺構の排泄物の寄生虫の検査から渤海や津輕・渡嶋の蝦夷及び北方地域との交流拠点であつた⁽²⁴⁾としてゐる。また出羽地方ではその居住形態が竪穴式であつたことが関係しているとしても、八世紀の東北部地域は太平洋側と比較すると集落遺跡が少ないことが指摘されている。このことから、出羽国設置は農耕の生産性が注目されたというよりも、交易ルートの確保・拡大という目的の方が大きかつたのではないかと思われる。

沿海州方面地域との交流は、『日本書紀』にみられるように六世紀には既に行われていたようだが、日本海北部沿岸地域から大陸への視察団を派遣したのは初めてだつた。以後、聖武天皇期の渤海との外交関係につながることになる。神龜四年（七二七）、渤海使が出羽国北方の蝦夷の地に着いたために蝦夷

図二 渤海から日本への航海推定図



秋田市編、2004 (古畑徹原図による)
熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』 p60 (吉川弘文館 2015)

によって大使始め十六人が殺害されたが、八人が平城京へ入京し国交が結ばれた。渤海使は平安期まで十三回来日しているが、前半の来航の多くが沿海州を北上し、サハリンから現在の北海道を南下して日本海沿岸に至る航路を選択している。時間がかかるが、安全で確実な方法であった(図二)。安全な航海ルート確保のためにも出羽国の安定化や拠点設置が必要であった。熊谷氏は「九世紀以降、この出羽国經由ルートが使われなくなったのは、蝦夷に襲撃される事件が起こるようになったため、航海ルートを変更したためである」⁽²⁵⁾と述べている。蝦夷の内民化の難しさがこのことからみえてくる。

出羽国は日本海に面していたことや国府が当初置かれたとする地域が現在の鶴岡市周辺ではないか

といわれていることを考えると、対外的には海、国内的には最上川という水上ルートがあった。出羽国設置の年である和銅五年（七一二）に、陸奥国の最上・置賜が二郡出羽国につけられた（『統紀』和銅五年十月一日条）。このことによって、永田英明氏も述べているように両地域をつなぐ交通路としての最上川が重要な交通路となった²⁶。物資ルートが水上ルートによって確保されたのである。

日本海沿岸における海上ルートの視点からみると、当時の北海道が外国であり、蝦夷の住む化外の地と認識されていたならば、沿海州地域も含めて異民族間交易が成立していたと考える。交易によって、今まで見たことのないモノが流入してくるようになった。

簗島栄紀氏は、齐明天皇時代のモノの意義について、

（前略）王権がはるか遠方の渡嶋（北海道）にまで船団を到達させ、北東アジアに連続する文化・民族と接触したこと、およびそこで持ち込まれた様々な珍奇な文物は、見るものに驚異の念を持つて受け取られ、それを実行した王権・大王の権威を著しく増大させたに違いない²⁷。

と、北方地域からもたらされるモノは王権の力の強大さを見せつけるモノだったと述べている。続けて、

長距離交易におけるモノの入手は、国家形成後においても一貫して、その支配層にとって北方交流を求める大きな要因・原動力であったと思われる。八世紀に成立した日本古代国家は、その当初は社会の根底に首長制社会を内在しており、それを払拭するのは九世紀をまたなければならない。（中略）すなわち、首長制社会の構造を内在していた八世紀の国家では、天皇には依然として前代的な最高首長（大王）として残存しており、かつて要求された能力・資質を、その補完要素としていま

だ必要とする段階であつた⁽²⁸⁾。

と八世紀の天皇像にもせまつている。

そして、

八世紀当初の古代国家が交易港を設置して、北方における長距離交易を一元的に掌握しようとした背景は、当該期の社会段階に規定されて、前代の大王的な側面、すなわち対外交通の成果を安定的に列島内に再配分しうる者としての性格を示すことが、天皇制の維持においていまだ必要とされる段階であつたことも密接に関わると思われるのである⁽²⁹⁾。

と、北方交易の意義を述べている。

北方地域からもたされる珍しい文物は、その希少価値ゆえに天皇の王権を示すこととなつたと同時に、物以外にも様々な交流がもたらされ、人々の目を外に向けさせることにもなつた。北方交流が物の流通という有機的な交流だけではなく、真の目的が王権と深く関わっていたのである。

また、簗島氏は「出羽国の北方地域に向けての軍事拠点の位置づけについては出羽地方の軍制は手薄であり、その目的は小さかつた」⁽³⁰⁾と述べている。出羽国はその地理的条件からして辺境の地ではあつたが、新しい外交・交易をしていくという意味では、フロンティア的な場所でもあつたのではないかと思われる。

元正天皇期には未だ壬申の乱の功臣であつた在地首長層が存在し一定の位置を占めていた。元明天皇・元正天皇は彼らへの配慮をしつつ、天皇の王権と天皇の存在価値を示し、皇統継承の維持にむけての北方交易に対しても重要性を認識していた。そのための出羽国設置と経営でもあつたのである。

以上、二章にわたり出羽国設置の意義について、外交拠点としての視点から考察した。元正天皇期では、日本が内にも外にも東アジアの独立国としての立場を示していくことが、律令制国家体制を盤石化して行くうえで重要であった。

三 養老四年（七二〇）陸奥国按察使殺害事件

（一）按察使設置の意義

養老四年（七二〇）九月に陸奥国の蝦夷が反乱を起こし、按察使上毛野朝臣広人を殺害するという事件が起こる（『続紀』養老四年九月二十八日条）。直ちに持節征夷將軍多治比県守他六人が、さらに持節鎮狄將軍阿倍朝臣駿河他四人をそれぞれ幹部とする征討軍が派遣され、翌年の四月に帰還している。鎮狄將軍は日本海側から進軍する將軍であることから、按察使殺害は陸奥国で発生した事件であったが、出羽国でも反乱またはその兆しがあったと考えられる。

渡部氏は、「按察使は本来は地方行政監察の機能が重視されるものであるが、陸奥按察使の場合は上級国司としての性格を濃くし、しかも、鎮守將軍などとの兼任によって軍事権も同時に付与されることが多かった」⁽³¹⁾と述べている。養老五年（七二二）（『続紀』養老五年八月十九日条）に出羽国を陸奥国の按察使の管轄に入れたことは、両国の蝦夷対策を個々にとらえるのではなく、一つのまとまりとして対

応していく必要があったからであろう。地理的条件だけではなく、政治・軍事的条件においても東北地方の国の設置や按察使の派遣は考慮しなければならなかったといえる。

六八五年、天武天皇期に巡察使に関する初見記事がみられる（『日本書紀』天武十四年九月十五日条）。巡察使は太政官に属し、派遣間隔は一定ではなく必要に応じて派遣され、正七位下という位階であった。その任務の中心は、国郡司の非違の検察、治績調査、百姓らの病苦慰問などであった。しかし、その任務を遂行できない状況に陥ってきていたと予測される。律令制国家成初期においては地方の安定性が十分ではなかったことから、国司を管理する権力をもった地方在任官として、養老三年（七一九）に按察使が設置されたのである。按察使は太政官ではなく令外官に属し、巡察使とは異なり地方在任性がとられ、その官位も巡察使よりも高かった。養老五年（七二二）には按察使の官位は正五位以上とされ、巡察使に比し大きな権限を有していた。しかし、この按察使は自らが国司であったために国司が国司を管理するという矛盾が生まれ、結局、神亀年間（七二四～七二九）以後はその意義を失っていったのである。具体的には、按察使とはいったいどのような機能を有していたのか。

按察使は養老三年（七一九）、地方行政監察のために設けられた官職で、一国の国守を按察使に任命し、近隣の数か国を管轄させるものであった（『続紀』養老二年七月十三日条）。摂津・河内・山城には摂官がおかれ、西海道は大宰府をもつて管轄させた。養老五年（七二二）には、所管国の変更や追加が行われ、全国の国は按察使管轄下に入るようシステムが整えられた。按察使はもともと唐の制度であることから、養老二年（七一九）に帰朝した遣唐使の意見により設置されたと考えられる。このことは、この時の遣唐使であった多治比県守、大伴山守、藤原宇合がそろって按察使に任命されていることから窺

える。これ以前にあった巡察使が有効な成果をあげられていなかったことが設置の理由だった。

「民を富ませることが国を富ませる（『統紀』靈龜元年十月七日条）」ことが律令制国家形成になくなくてはならないという信念を抱いていた元正天皇にとって、地方政策を順調に進めていくことが国家の経済基盤を安定させる上で不可欠だと考えていたと思われる。

元明天皇は浮浪して課役を逃れようとする百姓への対応、巡察使による国司・郡司の監察強化などに強い姿勢で臨んでいた。元正天皇は基本的に元明天皇の政治姿勢や事績を継承してきたが、単なる継承ではなく、その時の状況に即して発展させている。養老元年（七一七）には、百姓が在地から逃亡し流浪の民となり、課役を逃れるために王臣の資人になったり、僧侶になろうとしていることや、彼らをこっそり使っている国司・郡司がいることを把握していた。流浪になった民は戸籍不明となり納税という律令制国家の基盤が揺らいでしまうことを危惧している（『統紀』養老元年五月十七日条）。その措置として

「辛酉。以大_一計帳、四季帳、六年見丁町、青苗簿、輪租帳等式_二、頒_三下於七道諸国_二」

（『統紀』養老元年五月二十二日条）

という記事がある。おそらく、国によって様式が違っていたと思われる帳簿を統一し、全国の租・庸・調を確実に徴取しようとしたのであろう。

渡部氏は、

讓位の直前、浮浪人には逃亡先で、調・庸を賦課することを命じたのは元明天皇であったが、元正天皇は、養老元年（七一七）の十一月、調・庸の負担の公平化を図るために絹・緇・糸・布などの負担額を、品質によって詳細に規定し、また、十七歳から二十歳までの男子の調の負担を廃止し雑徭にあてる中男作物の制を定めた。大宝律令施行のころ生まれた子どもが税負担をする年齢になったことを睨んでの措置ともうけとれる。このころ、大宝律令制下の里を郷とし、郷を二、三の里に区分するという郷里制を施行した。納税者である人々をより正確に把握しようというものである⁽³²⁾。

とこの条に関する見解を示している。

亀田隆之氏は、

これらの諸帳が、律令農民の生産状況ひいては彼らの負う律令負担の量を、確実に把握するために必要不可欠の帳簿であることはいうまでもない。その帳簿の式を頒下していることは、この時点でこうした帳簿の施行細則が整備されるに至ったことを示すのであり、それはまた、政府が養老の初年において、律令支配のより確実な実施に乗り出していることを如実に語るものといわなくてはなるまい⁽³³⁾。

と述べている。

また、養老五年（七二二）には重い賦課から逃れるために逃亡した百姓を本貫地へ戻すのではなく、逃亡先で戸籍に載せるようになった。所在地を明確にすることによって税の徴収が可能となったのである。

地方ではさまざまな規定の遵守を通して、地方政治を行い、律令負担の納税を確保することが必要であった。そのために国司の職務は過酷を極めることになるが、彼らに任務を遂行させることが中央にとって重要課題となった。異なる視点からみると役人の不正、百姓の困窮が現実にあったためだと思われる。按察使の管轄下の役人に違法行為や一般の人々への搾取があれば、按察使自ら巡察してその状況を量って罷免することを認めている。その罪状が徒罪以下は、判決を下して刑を執行し、流罪以下は、状況を記録して、天皇に奏上するよう指示し、地方官僚の勤務評定と報告義務が課せられていた。さらに、国司・郡司だけではなく百姓への直接訪問・監察も按察使の職務だった。

元正天皇は按察使によって各行政担当者だけではなく百姓の生活状況まで把握し、実態に即した監察をしようという意図をもっていた。元正天皇は「朕の手足・民の父母になるのは按察使（『統紀』養老五年六月三日条）」とまで按察使を評したことは、自分は按察使派遣をすることで百姓、一人一人に目を向けているのだということを民に宣言するという意思の表れであった。

養老四年（七二〇）、按察使が平城京へやってくる時や、所管の国を巡行する時に、伝馬や食料の支給を認めている。このために常陸国、遠江国、伊豆・出雲に駅鈴を支給することも許可している（『統紀』養老四年三月二十三条）。このことから、元正天皇の按察使への大きな期待がみえる。

養老五年（七二二）五月五日には、靈龜二年（七一六）五月に出された寺院の荒廃を防ぐための数寺を合併し財物田地の管理を強化するという命令を再度徹底するために、七道の按察使・大宰府に諸寺を巡察させ、適宜、諸寺の併合を徹底させるなど、寺院対策も実施していた。

養老五年（七二二）六月十日、太政官は按察使がその役割を遂行していることから官位だけでなく俸

禄も改正されるべきであると奏上し、俸禄が二倍になった。このことは按察使の地方行政における役割の重要性を物語っている。

八月には長門に按察使を設置し周防・岩見を管轄、美濃の按察使に諏訪・飛驒を属させる、出羽は陸奥の按察使へ属させる、佐渡は越前国の按察使に属させる、隠岐は出雲国の按察使へ属させる、備中は備後国の按察使へ属させる、紀伊は大和国守へ属させるということが行われた（『続紀』養老五年八月十九日条）。以上のように、所管国の変更や追加により全国の国は按察使管轄下に入ることになった。これによって地方官僚の監察システムは整備された。

国司の不正をただし、税の徴収を徹底することは元正天皇が掲げた「民を富ませることが、国を富ませる」ことになり、民の生活を保障することにもなった。中央は按察使や地方官の報告により、流民の現状把握や土地政策・税対策の修正・変更をもたらすことになる。中央に位置し、地方の状況把握が難しかった中央政府にとって按察使からの報告は重要だった。

（二） 按察使殺害事件とその後の対応

律令制国家において戸籍により人口を把握し、納税によって国家財政を管理・運営していくための地方支配の管理徹底は不可欠であった。国衙が中央のミニチュア版であった当時、地方の百姓にとっては国司が天皇的存在であった。その国司が不正をしたとなれば、百姓にとっては天皇が自分たちの財産を不当に徴収しているというように見えたかもしれない。それは国家に対する民衆の不信感となり、生活

困窮に陥り、逃亡者を生み出すことになり、土地の荒廃へと連動していく。それをくいとめるためにも按察使は、元正天皇の期待を担っていたのである。

以上のような目的をもって設置された按察使が、なぜ陸奥国において殺害されるという事件が起きたのであろうか。第一に考えたいのは、当時の中央政權が置かれていた状況である。養老三年（七一九）二月、隼人が反乱を起こし、大隅国守が殺害された（『続紀』養老三年二月二十九日条）。翌三月に大伴旅人を征隼人持節將軍に任命し、鎮圧対応にあたさせたが、翌養老四年（七二〇）になっても鎮圧されていない模様であった。この年の八月三日藤原不比等が薨去する。このち、九月二十八日蝦夷の反乱が起きたという奏上が陸奥国からあった。この間、地震・日蝕などの不吉な出来事が起こっている。元正天皇即位後、五年を経て、藤原不比等という大きな柱を失い、元明太上天皇の健康にも不安がもたれてきていたのではないかと考える。このような中央の状況を蝦夷が察知していたかどうかは不明だが、一年以上前の隼人の反乱に関する何某かの情報は入手可能だったのではないかと予測する。

第二には、やはり北方地域の蝦夷の内民化は進んでいなかったということである。東北地方は縦に長く、国府近接の蝦夷と、より辺境の蝦夷とでは環境も文化にも相違があったのではない。また、国家からの恩恵の実感も薄かったのではない。一方的な国家からの支配のように映っていたのではないかと予想するのである。

和銅二年（七〇九）の蝦夷征伐以後、『続紀』には反乱の記事はなく、朝賀への参列、授位などの記録があり、蝦夷対応が順調に行われていたと思われる中での事件であった。按察使正五位下上毛野朝臣広人という天皇直属の行政官を殺害した（『続紀』養老四年九月二十八日条）ことは、天皇へ反旗を翻し

たということにほかならない。しかし、殺害事件の原因については『続紀』では触れられていない。陸奥按察使は陸奥・石城・石背の三国を所管し、旧陸奥国全体の最高トップが殺害されたのであるため、隣国の出羽国の蝦夷にもその影響が及ぶことを危惧し、出羽国にも鎮狄將軍を派遣し、鎮圧には約半年以上を要した。

これを契機に蝦夷対応策が次々に打ち出されて行った。養老四年（七二〇）には陸奥・石城・石背の税の免除、石城・石背の陸奥国への再合併、出羽国が陸奥国按察使管轄に入り、減税を行ったことから得られた収入を蝦夷に支給される「夷祿」にあてられ、殖産奨励、射騎などの軍事教練などが実施された。石城・石背が陸奥国へ再合併されることにより、兵士の陸奥国への動員が可能となった。また、陸奥按察使管轄内から平城京に出仕している授刀舎人・兵衛・衛士・仕丁の本国への人返し、他国からの移住者への免税などを行い、人口回復を目指した政策もとられた。加えて、征討に参加した蝦夷の功績に対し、褒美と位を与えるなど、陸奥国の安定、蝦夷の反乱の再発防止と公民法を図るために養老四年・五年・六年の三年の間に減税を中心とした政策と、反乱対応のための軍事力増強が養老七年（七二三）までに行われていった。

熊谷氏は石城・石背を再合併し、出羽国按察使も兼務するようになった陸奥国の国府として、この事件直後から多賀城の造営が開始され、養老八年から神亀元年（七二四）頃に完成をみたのではないかという考えに至り、多賀城の地理的優位性についても以下のように説明している。

律令国家の中枢として構想された多賀城は、蝦夷の攻撃に直接さらされる危険を避けて蝦夷の居住地と境を接する辺郡から一定の距離をとりながらも、国府津となる塩竈の港からほど近く、辺郡と

の水陸の交通（河川交通をも含む）にも便利で、これらの地域の後援の根拠地として最適な場所にあたり、なおかつ陸奥国全体の統括にも支障のない場所を選んで建てられた⁽³⁴⁾。

按察使殺害事件は、これまでの北方経営では蝦夷地域の安定的な支配は不可能であるという認識を元正天皇らにもたらしことになったと考えられる。そのため奥羽両国としての行政改革・移住・税・軍事など様々な政策の転換を余儀なくされた。熊谷氏は「この按察使殺害事件は今までの律令による支配体制では蝦夷支配はできないという事態に至り、新たな蝦夷支配体制の構築へと向かわせる契機となったのである」⁽³⁵⁾と述べている。こうした蝦夷対応策を講じたにもかかわらず、神亀元年（七二四）三月に海道蝦夷（太平洋側）が反乱を起こし、大掾従六位上佐伯宿禰兒禰麻呂が殺害される事件が起こっている（『統紀』神亀元年二月二十五日条）。

前述の宇部氏と同様に五十嵐基善氏も古代東北の軍事行動の特質について次のように述べている。

蝦夷の集団単位での軍事力は律令国家に比較し小規模であったため、律令制国家との正面衝突を避け、官人殺害や城柵を襲撃するなどの計画的・効率的な行動をすることで支配体制に打撃を与えていく。この方法は大規模な軍事力を漫然と投入し、結果的に物量で押し切る支配体制に、人的・物的な負担を課すことになりその結果深刻な疲弊をもたらした⁽³⁶⁾。

こうした指摘からうかがわれるように、蝦夷を軍事力で抑えることは容易ではなかった。

加えて律令制国家は蝦夷対策だけではなく、天平宝字二年（七五八）の橘奈良麻呂の乱後の地方政治に対する配慮と施策のための地方行政官として問民苦使、延暦五年（七八六）には国郡司取締りのために制定された臨時官としての観察使を設置した。律令国家の経済基盤を支えるために必要な措置は地方

の安定化である。そのための地方行政官の果たす役割が期待されていたのである。地方の不安定は民が土地を離れることにつながり、流民が増えることは、北方地方に関して言えば、北へ押し出した蝦夷が南下してくる機会ともなり、化外の地の内民化はより困難となるのである。

巡察使から按察使、そして觀察使へと、地方支配安定化のための地方行政官の役割は変化していくが、これ以後も奥羽両国の蝦夷対策は律令制国家安定のために重要課題となっていくのである。

おわりに

律令制国家にとって、地方行政政策の一環として国を整備することは殖産の奨励や税の確保という点において重要課題だった。そのためには、新しい国を設置し、農地を拡大し、「化外の地」の民であった蝦夷を内民化することが重要だった。また、蝦夷の居住地は大陸や渡嶋との軍事的側面だけでなく、外交拠点としても確立していかなければならない地であった。熊谷氏の述べる『小帝国』であった日本という律令制国家が、東アジアの中でその立場を顕示していくためには蝦夷を「化外の民」として支配していくことが重要であったと考える。しかし、それは容易ではなかった。出羽国設置、陸奥国の安定化のために、国の再編成や東国からの移民政策、税の免除、貢献に対する授位や褒賞など様々な方策がとられてきた。しかし、養老四年の按察使殺害は、それまでの蝦夷対策・北方経営を見直さなければならぬという現実を元正天皇に突き付けたのである。

元明天皇が設置した出羽国の運営は実質、次の天皇となった元正天皇が担うことになった。出羽国は

律令制国家の構成要員として蝦夷を取り込み、内民化することで国家の安定をもたらす地域だった。出羽国設置理由が『統紀』に記されていることから、特別な地域であったと思われる。

熊谷氏は、古代国家の蝦夷政策について「いわば差別主義を基本としつつも、同化主義的政策もあわせて行うもので、内部に矛盾する景気をはらむものであった」⁽³⁷⁾としている。蝦夷を律令制国家の構成要素として編成することは支配地域の拡大をもたらし、化外の民を構成員として内民化することは王権の権威を彼らに実感させることにつながるのである。出羽国設置は太平洋側の陸奥国と合わせて、その先にある現在の北海道支配への足掛かりになる地域であった。

太平洋側の陸奥国は日本海側と比較すると集落遺跡が多く発見されている。集落数が多いということは人口も多く、農耕生産が高まり軍事力動員へもつながる。一方出羽国は更なる北方地域や大陸との交易の場であり、交易ルートという外交拠点としての機能を求められていたと考える。

養老四年（七二〇）渡嶋津輕津司という役所が設置され、視察団が靺鞨国に派遣された。唐と朝鮮半島だけではなく、沿海州周辺の地域と交易ルート開発も始まった。地理的にみて、出羽国はこの沿海州との交易のためにも設置されたといえる国だった。また、八世紀当初の出羽柵は現在の山形県鶴岡市付近とすると、最上川という河川を水上交通路として内陸部へ、そして陸奥国へと入ることもできたのである。

沿海州・北海道との交易は珍しいモノをもたらし、その珍しいモノは王権の権威を示すための重要なモノであった。それらのモノを入手するためにも、王権にとっては出羽国設置・経営は重要だった。また、海上・河川による水上交易は造船技術や航海術を発展させたであろうと考える。

一つの独立した国家としての基盤を固めようとしていた日本は、唐・新羅以外の国や地域との交流を必要としていた。そのためには、日本海沿岸を外交ルートとして開拓することが必要だった。白村江の敗戦を体験していた日本は軍事ではなく、友好関係をベースとしつつも自国が優位であるということを示す朝貢国を求めていた。当時の東アジア情勢の詳細な検討は必要であるが、出羽国の安定は日本の力を新しい交流地域に示すものでもあったのではないかと考える。

按察使は養老三年(七一九)に、地方行政監察のために設けられた官職である。地方政策を順調に進め、税によって経済基盤を安定させるための重要な官職であった。それまで、巡察使を始め、地方支配のために幾つかの地方行政官を設置・派遣してきていたが、有効な結果がでていないという反省もあった。

地方の百姓にとつては、国司が天皇だった。その天皇が不正をすることは元正天皇が不正をしたことになるのである。それは、国家に対する民衆の不信感となり、逃亡者を生み、土地が荒廃することになる。ひいては律令制国家の基盤をゆるがすことになる。そのような事態になることをくい止めるためにも、按察使設置は重要だった。その按察使が殺害されることは律令制国家の頂点に座す天皇の権威や徳を脅かすことになり、ひいては国家体制へも影響を及ぼす。この養老四年の按察使殺害後、陸奥国按察使領域での鎮所設置など軍備が増強されていくが、その軍備は対外的ではなく蝦夷という律令国家内に對しての軍備なのである。奥羽両国の安定化は国家にとり、絶対不可欠のものであったが、その対応はこの時代以後も課題として引き継がれていく。

元正天皇は、養老四年(七二〇)八月に藤原不比等が薨去し、養老五年(七二二)十二月には元明太上天皇が崩御するという状況下で、陸奥按察使が殺害されるという今までにない蝦夷の反乱に遭遇した。

元正天皇期では蝦夷対応策を次々と打ち出していくが、『続紀』を見る限り効果的な結果がもたらされたとは言い難い。斉明期には既に念頭にあったであろう国家の構成要員としての蝦夷・北方地域の安定は、半世紀以上たった元正天皇期においても未だ実現していなかった。

律令という制度は太政官という中央機構と、国府という中央組織のミニチュア版ともいえる地方機構をもって国を運営していくという二重構造で成り立っていたといえる。この機構組織を国の津々浦々までに浸透させることは容易ではなかった。白村江の敗戦、壬申の乱を経て、日本は内的にも外的にも一個の独立国としての立場を確立するという目的に向かって邁進していく時代がこの時代であったと考えられる。そのことが辺境地域との軋轢を生み、支配する側と支配される側という構図を作り、多くの問題を抱えることになった。八世紀初頭の律令制国家成立期において、蝦夷と呼ばれた東北北方地域及び人々は、この律令制国家において内政的にも外交的にも重要な地域であり、人々であった。

今後、民族的にも文化的にも社会的にも蝦夷とは何かということを整理していくことと、元正天皇期前後の蝦夷に関する史料や考古学的研究を検証していくことで、元正天皇期における北方経営の更なる意味や価値が見いだせるのではないかと考える。

(ささき りつこ・日本文化専攻博士課程二年)

〔註〕

- (1) 『続日本紀一』 新日本古典文学大系十二(岩波書店 一九八九年)「蝦夷」の表記について『続紀』では太平洋側のエミシを蝦夷、日本海側を蝦狄と書き分ける場合が多いとしている。本稿では蝦夷に統一する。
- (2) ？々八〇二(延暦二十一)阿弓利為とも書き、大墓公(たものきみ)ともいう。奈良後半期―平安初期の蝦夷の首長七八九(延暦八)胆沢に進行した征夷大將軍を破る。八〇二配下を率いて盤具公母礼とともに坂上田村麻呂に降伏したが、河内で斬られた。(朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『日本史辞典』角川書店、一九九六年)。
- (3) 『日本書紀』 齊明四年四月条「阿倍臣闕名。率船師一百八十艘、伐蝦夷。」ここである阿倍臣は阿倍比羅夫のこと。
- (4) 『日本書紀』 齊明四年「是歳、越國守阿倍引田臣比羅夫、討肅慎、獻生罽二罽皮七十枚。」
- (5) 『日本書紀』 齊明六年三月条に、「三月、遣阿倍臣、闕名。率船師二百艘、伐肅慎。」
- (6) 前六・五世紀以来中国の東北境外を領域とする民族の名称。靺鞨人はその末裔とされており、ツングース系民族とみられるが実態は明らかではない。石井正敏「肅慎」(『国史大辞典』第十三巻、吉川弘文館、一九九二年)。
- (7) 伊藤武士「秋田城跡の発掘調査成果」(『日本考古学』二〇〇〇年 七巻 一〇号) 二七頁―一三七頁。
- (8) 熊谷公男「国家支配のはじまりと蝦夷抵抗」(熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』所収 吉川弘文館 二〇一五年) 三頁。
- (9) 渡部育子「国制の成立」(『日本歴史』五五二号 一九九四年 五月 吉川弘文館) 一二頁。
- (10) 渡部育子「元明天皇・元正天皇」(ミネルヴァ書房 二〇一〇年) 一五四頁。
- (11) 渡部育子「七・八世紀における越後と出羽」(『日本歴史』五八一号 一九九六年 一〇月 吉川弘文館) 八頁。
- (12) 三上喜孝「古代出羽国の形成と諸段階…交流・交通の視点から」(『山形大学大学院社会文化システム研究紀要』巻一 二〇〇五年 三月 二七四頁―二五八頁)。
- (13) 宇部則保「北縁の蝦夷社会」(熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』所収 吉川弘文館 二〇一五年) 一四一頁。
- (14) 虎尾俊哉「古代東北と律令法」(吉川弘文館 一九九六年) 五九頁―六〇頁。
- (15) 虎尾俊哉 前掲書 六〇頁。

- (16) 虎尾俊哉 前掲書 六一頁。
- (17) 虎尾俊哉 前掲書 六一頁、六二頁。
- (18) 六九八年から九二六年まで、現在の中国東北地方を領域とした国家。かつて高句麗に所属していた粟末靺鞨人の大祚榮（高王）が、六九八年に現在の吉林省敦化県地方に自立して震国王と称したことに始まる。やがて唐から渤海郡王に封じられ（七一三年）、以後、渤海と号するようになった。日本との交流は唐との緊張が高まりつつあった神龜四年（七二七）に始まった。八世紀後半には日本を主、渤海を従とする形式が定着した。渤海使の来日は渤海滅亡直前まで続いた。石井正敏『渤海』（『国史大辞典』第十二巻、吉川弘文館、一九九一年）
- (19) 西宮秀紀『奈良の都と天平文化 日本古代の歴史3』（吉川弘文館 二〇一三年） 三頁。
- (20) 熊谷公男『蝦夷の地と古代国家』（山川出版社 二〇一五年） 一三頁。
- (21) 隋・唐代に中国東北地方に居住したツングース系種族の総称。五世紀には勿吉とよばれた。居住地ごとに部を構成し、首長に統率されていた。隋・唐に遣使するとともに、一部は高句麗に服属した。唐が高句麗を滅ぼすと高句麗遺民とともに渤海を構成し、多くはその支配下に入ったが、渤海滅亡後は契丹の支配に服したものと思われる。（朝尾直弘・宇野俊一・田中琢編『新版日本史辞典』（角川書店 一九九六年）。
- (22) 渡部育子 前掲書（10） 一五六頁。
- (23) 渡部育子 前掲書（11） 一〇頁。
- (24) 伊藤武士 前掲書（7）。
- (25) 熊谷公男「コラム 渤海使の来羽への来航」（熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』所収吉川弘文館 二〇一五年）一頁。
- (26) 永田英明「城柵の設置と新たな蝦夷支配」（熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』所収吉川弘文館 二〇一五年）三二頁。
- (27) 箕島栄紀『古代国家と北方社会』（吉川弘文館 二〇〇一年） 一八四頁
- (28) 箕島栄紀 前掲書 一八四頁、一八五頁。
- (29) 箕島栄紀 前掲書 一八五頁。
- (30) 箕島栄紀 前掲書 一二九頁。
- (31) 渡部郁子 前掲書（9） 一四頁。

- (32) 渡部育子 前掲書 (10) 一五一頁。
- (33) 亀田隆之 『奈良時代の政治制度』(吉川弘文館 二〇〇一年) 一三五頁。
- (34) 熊谷公男 「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」(『国立歴史民俗博物館研究報告』 卷八四 二〇〇〇年) 七八
～八〇頁。
- (35) 熊谷公男 前掲書 (34) 六五頁。
- (36) 五十嵐基善 「古代東北における軍事行動の特質―律令制国家と蝦夷の軍事力―」(『駿台史学』 第一六三号
二〇一八年三月) 一八～一九頁。
- (37) 熊谷公男 前掲書 (20) 一五頁。

付表 蝦夷関連記事

齐明天皇～聖武天皇期

和 暦	西暦	記 事
齐明4年4月	658	阿倍比羅夫が蝦夷を討つ
齐明4年	658	阿倍比羅夫が肅慎を討つ
齐明6年	660	阿倍比羅夫が肅慎を討つ
天智10年8月18日	671	蝦夷に饗応した。
持統3年7月23日	689	越の蝦夷八釣魚らに物を賜る。
文武元年10月19日	697	陸奥の蝦狄が産物を献上した
文武元年12月18日	697	越後の蝦狄に地位に応じて物を授けた
文武2年6月14日	698	越後の蝦狄が土地の産物を献上した
文武2年10月23日	698	陸奥の蝦夷が土地の産物を献上した
文武3年4月25日	699	越後の蝦夷106人に、身分に応じて位を授けた
大宝元年3月15日	701	追大肆の汎海宿禰鹿鎌を陸奥に遣わして金を精錬させた。
大宝2年4月15日	702	筑紫の七カ国と越後国に命じて、采女・兵衛を選び任命して、貢進させた。ただし、陸奥国は貢進を免除した。
慶雲4年5月26日	707	陸奥国信仰太郡の壬王五百足は衣を一襲と塩・穀を賜った。
和銅元年9月28日	708	越後国に出羽郡を設置する。
和銅2年3月5日	709	陸奥・越後二国の蝦夷は、野蛮な心を馴らすことがむずかしく、しばしば一般の人民に危害を加えているため、使者を派遣して東国の兵を徴発し、巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東將軍に、佐伯宿禰石湯を征越後蝦夷將軍に任じ、東山道、北陸道の両道から征伐させる
和銅2年7月1日	709	従五位上の上毛野朝臣安麻呂を陸奥守に任じた。諸国に命令して、兵器を出羽柵に運んだ。蝦狄を征伐するためである。
和銅2年7月13日	709	越前・越中・越後・佐渡の四国の船百艘を征狄所に送る
和銅2年8月25日	709	征蝦夷將軍・正五位下佐伯宿禰石湯と副將軍・従五位下紀朝臣諸人が、征伐を終えて入朝した。(天皇は) 対面し、手厚い恩寵を与えた。
和銅2年9月26日	709	遠江・駿河・甲斐・常陸・信濃・上野・陸奥・越前・越中・越後等の国の兵士で、征夷の役に五十日以上参加した者には、租税負担を一年間免除した。従五位下藤原朝臣房前を、東海・東山の二道に派遣して、関や柵を檢察するとともに、巡回して人民のならわしを見させた。
和銅3年正月1日	710	朝賀に隼人・蝦夷らが参列した。將軍らが先頭にたち朱雀大路を隼人・蝦夷らを率いて進んだ。
和銅3年正月16日	710	天皇が隼人と蝦夷に宴を賜り、位を授けた。
和銅3年4月21日	710	陸奥の蝦夷が君の姓を賜り、編戸と同じ扱いになることを申請したので許可した。

和 暦	西暦	記 事
和銅 5 月 9 日 23 日	712	越後国出羽郡を割いて、出羽国を設置する
和銅 5 年 10 月 1 日	712	陸奥国の最上・置賜の二郡を割いて、出羽国につけた。
和銅 6 年 5 月 11 日	713	陸奥国に白石英・雲母・石硫黄を輸納させた。
和銅 6 年 11 月 1 日	713	伊賀・伊勢・尾張・参河・出羽国等が「大風のため秋の収穫には被害が出ました」と報告した。それで、調と庸を免除した。
和銅 6 年 12 月 2 日	713	新しく陸奥国に丹取郡を建郡した。
和銅 7 年 2 月 13 日	714	始めて、出羽国において養蚕を行わせた。
和銅 7 年 10 月 2 日	714	尾張・上野・信濃・越後などの国の民二百戸を出羽の柵に移住させた。
霊亀元年正月 1 日	715	朝賀、陸奥・出羽の蝦夷が来朝し、土地の産物を献上した。
霊亀元年正月 15 日	715	蝦夷と南嶋七十七人に、位階を授けた。
霊亀元年 5 月 30 日	715	相模・上総・常陸・上野・武蔵・下野の六国の富裕な民千戸を陸奥国に移し置いた。
霊亀元年 10 月 29 日	715	陸奥の蝦夷が編戸や一般の人民となることを願い許可された。
霊亀 2 年 9 月 23 日	716	陸奥国の置賜・最上の二郡と、信濃・上野・越前・越後の四国の人民を、百戸ずつ出羽国に付属させた。(夷狄は鎮圧されていない)
養老元年 2 月 26 日	717	信濃・上野・越前・越後の人民を百戸ずつ出羽の柵戸に移住させた。
養老 2 年 5 月 2 日	718	陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・日直を分離して石城国を置く。白河・石背・会津・安積・信夫の五郡を分離して石背国を置く。(他の国もある)
養老 2 年 8 月 14 日	718	出羽と渡嶋の蝦夷八十七人が入京し、馬千疋を貢献した。よって位と禄を授けた。
養老 3 年 7 月 9 日	719	東海・東山・北陸の民二百戸を出羽の柵に移住させた。
養老 4 年 1 月 23 日	720	渡嶋津軽津司を靺鞨国に送り、風俗を観察させる。
養老 4 年 9 月 28 日	720	蝦夷の反乱があり、按察使正五位下上毛野朝臣広人が殺害される。
養老 5 年 6 月 10 日	721	陸奥・筑紫の税の免除に関する奏上
養老 5 年 8 月 19 日	721	出羽国を 陸奥の按察使の管轄とした。
養老 5 年 10 月 14 日	721	陸奥国に命じ、柴田郡の二郷を分離して荷田郡を設置した。
養老 6 年 4 月 16 日	722	陸奥の蝦夷や大隅・薩摩の隼人らを征討した将軍以下と功績のあった蝦夷、通訳に、その地位・功績に応じて勲位を授けた。
養老 6 年 閏 4 月 25 日	722	陸奥按察使管轄の蝦夷への税の免除、殖産、兵訓練をし、得られた財源を蝦夷の禄にあてる
養老 6 年 8 月 29 日	722	諸国の国司に柵戸とすべき者を千人選ばせ、陸奥国の鎮所に配置させた。

和 暦	西暦	記 事
養老7年2月13日	723	常陸国那賀郡の大領・外正七位上の宇治部直荒山は、私有の穀三千斛を陸奥国の鎮所に献じた。
養老7年9月17日	723	征討に参加した蝦夷五十二人へ功績に対し、褒美と位を与えた。
神亀元年2月22日	724	私穀を陸奥国に献上した者が授位を受ける。
神亀元年2月25日	724	陸奥国の鎮守軍卒たちは自分たちの本籍を削り、付近の地に移して、父母妻子と同居して暮らしたいと願っているの、これを許した。
神亀元年3月25日	724	海道蝦夷(太平洋側)が反乱を起こし、大掾従六位上佐伯宿禰兄屋麻呂を殺害する。
神亀元年4月7日	724	式部卿正四位上藤原朝臣宇合を時節大將軍とし、海道蝦夷の征討へ派遣する。
神亀元年4月14日	724	坂東九カ国の兵士三万人に、乗馬と弓を射る術を教習させ、布陣の仕方を訓練させた。綵白二百疋・純千疋・真綿六千屯・麻布一万端を陸奥の鎮所に運んだ。
神亀元年5月24日	724	従五位上小野朝臣牛養を鎮狄將軍に任じ、出羽国の蝦狄を鎮圧させた。軍艦二人・軍曹二人を任じた。
神亀2年閏正月4日	725	陸奥国の俘囚百四十四人を伊予国に、五百七十八人を筑紫、十五人を泉監にそれぞれ配置した。
神亀4年9月21日	727	渤海郡王の使者、首領・高斉徳ら八人が出羽国に来着した。
神亀4年12月29日	727	渤海からの派遣された人々十六人が蝦夷の地で殺害される。
神亀5年3月28日	728	陸奥・出羽国の人を資人に採用することが禁止された。(三関国・筑紫・飛騨も)
神亀5年4月11日	728	陸奥国が白河軍団を新設し、また丹取軍団を玉作軍団に改称することを申請した。(許可)
天平元年8月5日	729	陸奥の鎮守府の兵士と三関を守固の兵士の評定や軍の管理についての指示
天平2年正月26日	730	陸奥国にある田夷村の蝦夷が公民となる。
天平8年4月29日	736	陸奥・出羽国二国で功劳のあった郡司と、帰順している蝦夷二十七人に、功績に応じて授位
天平9年正月23日	737	陸奥按察使大野朝臣東人らが陸奥国よりで出羽柵への通路変更のために雄勝村を征服したいと奏上し時節大使他を任命、派遣する。
天平9年4月14日	737	藤原麻呂による蝦夷に関する報告
天平11年4月21日	739	陸奥国按察使兼陸奥守・鎮守府將軍・大養徳守・大野朝臣東人が参議になる。
天平11年11月3日	739	平群朝臣広成らが唐からの帰国にあたり、渤海経由で帰国を目指し、出羽国に到着した。
天平14年正月23日	742	陸奥国、黒川郡以北の十一郡に赤い雪が、二寸積もる。

記事の綱文はワイド版東洋文庫『続日本紀1』『続日本紀2』直木孝次郎ほか訳注(平凡社2008年)を参考にした